

みんなで徹底しよう「三ない運動」



総務省・(財)明るい選挙推進協会



寄附禁止のルールを守って
明るい選挙を実現しましょう。

政治家の寄附は禁止。有権者が求めることも禁止。

政治家が選挙区内の人に、
お金や物を贈ることは、法律で禁止されています。
違反すると、処罰されます。
また、有権者が寄附を求めることも禁止されています。

寄附禁止のルールを守って、
明るい選挙を実現しましょう。



お歳暮やお年賀	入学祝・卒業祝	病気見舞い	秘書等が代理で出席する場合の結婚祝
秘書等が代理で出席する場合の葬式の香典	葬式の花輪・供花	落成式・開店祝の花輪	町内会の集会や旅行などの催物への寸志や飲食物の差入
お祭りへの寄附や差入	地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差入	贈らない！ 求めない！ 受け取らない！	

総務省・(財)明るい選挙推進協会

1 政治家の寄附の禁止

政治家(候補者、候補者になろうとする者、現に公職にある者)は、寄附をすると処罰されます。

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすること※は、その時期や名義のいかんを問わず禁止されており、次のものを除きすべて罰則の対象となります。

- ① 政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀
 - ② 政治家本人が自ら出席する葬式や通夜における香典(①や②であっても、選挙に関してなされた場合や通常一般の社交の程度をこえている場合は処罰されます。)
- なお、政治家以外の者が、政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されます。
※政党その他の政治団体や親族に対するもの及び政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は除かれます。(政治教育集会に関する実費の補償のうち、食事や食料の提供は禁止され、罰則の対象となります。)

2 政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

有権者が威迫して、あるいは政治家を陥れる目的で寄附を求めると処罰されます。

政治家に対し、寄附をするように勧誘や要求をすることも禁止されており、政治家を威迫して、あるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めることも禁止され、威迫して求めると処罰されます。

3 政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家が役員や構成員である団体が、政治家の氏名を表示して選挙に関し寄附をすると処罰されます。

政治家が役員、構成員である団体、会社が、選挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が顕推されるような方法で寄附をすることは禁止されており、選挙に関して寄附をすると処罰されます。(政党に対するものは除かれます)

4 後援団体の寄附の禁止

後援団体が、花輪、香典、祝儀などを出すと処罰されます。

後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に対して花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期や名義のいかんを問わず、処罰されます。

5 年賀状等のあいさつ状の禁止

政治家は、年賀状等のあいさつ状を出すことが禁じられます。

政治家は、選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞状などの時候のあいさつ状(電報なども含まれる)を出すことは禁止されます。

6 あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援団体が、有料のあいさつ広告を出すと処罰されます。

政治家や後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に対し、主としてあいさつを目的とする有料の広告(いわゆる名刺広告など)を新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどに出すと処罰されます。
なお、政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料の広告を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

公民権の停止

1・2・3・4・6によって処罰されると、公民権停止の対象となります。